

北名古屋市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和4年1月31日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一

北名古屋市監査委員 桂 川 将 典

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

防災交通課

対象期間 令和3年4月1日から令和3年11月24日までの所管事務

実施期間 令和3年11月1日から令和3年11月24日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

3 監査の結果等

監査を実施した結果、所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

防災交通課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜防災交通課＞

主な所管事務は、国民保護計画、地域防災計画、防災対策の総合的な企画及び調整、災害緊急出動体制、自主防災組織、防災行政無線、消防（空き家を含む。）、防犯（空き家を含む。）、交通安全、交通安全施設及び防犯施設、放置車両、自転車駐車場、公共交通、交通災害共済、防災環境部の庶務に関する事務である。

(1) 契約事務について

ア 防犯灯修繕について、作業報告書に業者名を記入するよう業者に指導すること。また検査確認の記録を残すこと。

イ 防犯カメラ賃貸借の一部について、点検及び清掃の報告書を受領すること。

(2) その他

交通指導員の身分証明書について、北名古屋市交通指導員就業規則の規定どおり作成すること。

意 見

(1) カーブミラーや標識等の交通安全施設に損害を与えた加害者が修繕する場合、市はその修繕に不備が生じないよう当該施設の安全確保のため、業者等と十分な協議を行い、実施した工事に関する記録等を残していただきたい。

(2) 支払事務において、支払金額の変更期日を失念している事案があったため、期日管理に遺漏のない体制や仕組みを整えていただきたい。